

# 身体障害者手帳の申請について

身体障害者手帳の申請につきましては、指定医師にご相談いただいた上で、障害に該当する場合は下記により手続き願います。

## 1 必要書類

### (1) 身体障害者手帳交付申請書

・申請者欄に住所、氏名、電話番号を記入してください。

※ 代筆の場合でも障害のある方（15 歳未満の場合は保護者）の住所、氏名をご記入ください。電話番号は交付時の連絡に使用します。日中連絡の取れる番号（自宅、本人携帯、家族携帯など）を記入してください。

・第 1 欄、本人が 15 歳未満の場合は第 2 欄を記入してください。個人番号の欄はマイナンバーを記入してください。

### (2) 身体障害者診断書・意見書

指定医師に記入を依頼してください。

・指定医師の確認ができないと受理できません。病院名と医師氏名が記入されていることを確認し、診断書の作成日から **3 か月以内を目安**にすみやかに申請してください。

・国で定めた認定基準をもとに、診断書の内容を審査します。基準に至らない場合は身体障害者手帳には該当しません。1 級から 6 級が身体障害者手帳の該当です。

※ 診断書作成料は自己負担になります。医療機関により金額が異なりますのでご確認のうえ依頼してください。水戸市では診断書作成料の助成は行っていません。

### (3) 顔写真（縦 4 cm×横 3 cm） 2 枚

このサイズより小さいものは受理できません。

診断書には貼らずにご持参ください。

※裏面に注意事項を記載しています。一度ご確認ください。

### (4) 本人確認書類（顔写真つきのもの）

マイナンバーカード、運転免許証、旅券など

※ 代理の方がお手続きする場合は、代理の方の本人確認書類をお持ちください。

### (5) 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票写しなど

※身体障害者手帳の交付は、通常、申請から 2 か月前後かかります。

※ 3 歳未満の方、審査に専門の知識を必要とする方は、奇数月に行われる審議会に諮問いたします。その場合は申請から 2 か月～4 か月程度かかります。

**裏面へ続きます。**

## 顔写真についてのご注意

### ① 写真の条件

- ・ たて4 cm×よこ3 cm 2枚

※このサイズより小さいものは受理できません。

- ・ 正面向き、胸から上、無帽、顔のはっきり映っているもの。
- ・ 裏に氏名と生年月日を記入して、診断書に貼らずにお持ちください。

### ② 次のような写真は受理できません。

- ・ 撮影から1年以上経過したもの。
- ・ 写真が不鮮明なもの（変色したもの、粒子の粗いものなど。）
- ・ キズやシワがついているもの。
- ・ サングラスの色の濃いもの、目がメガネの縁と重なって見えていないもの。
- ・ 帽子・スカーフなどの被りものをしているもの。
- ・ 全身を写したもの。または、至近距離で頭部やあごなどの顔の一部が切れているもの。
- ・ 本人以外の顔が写ったもの。
- ・ 写真用紙以外に印刷したもの。

### ③ その他

- ・ 障害上、信仰上などの特別な事情のある場合はご相談ください。
- ・ 身体障害者手帳は、本人証明として長期間携帯し、使用するものです。  
提出された写真が手帳用写真として不適当だと再提出になる場合があり、  
手帳の交付が遅れますのでご注意ください。

## 2 提出・問合せ先

水戸市役所 障害福祉課（1階）①番窓口

TEL029-232-9173（直通）

郵送で提出される場合は、（1）から（3）の書類を揃えてご提出ください。

なお、切手代はご負担ください。

書類の不足がある場合は返送いたしますので、ご注意ください。

【封筒添付用】切り取ってお使いください。

〒310-8610

水戸市中央1－4－1

水戸市障害福祉課

身体障害者手帳担当 行